

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金



国民年金は、年を取ったときや病気やけがなど、いざというときの生活を現役世代みんなが支えようという考えでつくられた仕組みです。

20歳以上60歳未満の日本国内に住んでいる人は、国民年金に加入することが義務付けられています。これから未来へと進む皆さんに、生涯寄り添う年金。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

●国民年金のポイント

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけではありません

国民年金には、年を取ったときの「老齢年金」のほか「障害年金」や「遺族年金」もあります。

「障害年金」は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。「遺族年金」は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者）や「子」が受け取れます。

国民年金に加入するには

年金事務所から送付された「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を記入し、誕生日の前日から14日以内に郵送または健康推進課が各支所市民生活課に提出してください。

20歳になった時点で次の①②に該当する人は提出不要です。

- ① 厚生年金保険に加入している人
- ② 厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている人（国民年金の加入の手続きは、配偶者の勤務先を経由して行いますので、配偶者の勤務先に必ず連絡してください）

●国民年金加入後の流れ

年金手帳が届きます

年金手帳は、年金の加入制度が変わったときや年金の請求手続きなど、一生涯使用しますので大切に保管してください。

厚生年金保険に加入していた人、障害・遺族年金を受け取っている人、あるいは受け取っていた人は、すでに基礎年金番号をお持ちですので、年金手帳は届きません。

年金保険料納付書が届きます

金融機関の窓口のほか、コンビニエンスストアで保険料を納めてください。保険料は口座振替やクレジットカード納付、電子納付もできます。

平成30年度の1カ月当たりの保険料は1万6340円です。誕生日の前日が含まれる月分から納めます。

(例) 4月1日生まれ↓3月31日から加入↓3月分から納付

●国民年金付加年金制度

付加年金をご存知ですか

国民年金の定額保険料（月額1万6340円）に加えて付加保険料（400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。

付加年金は申し込みをした月から加入できます。

付加年金の年金額

200円×付加保険料納付月数

付加保険料を納付できる人

第1号被保険者（65歳以降の任意加入被保険者を除く）だけが加入し納めることができます。付加保険料も国民年金保険料と同様に納期限（翌月末）から2年間納めることができます。

※保険料の免除を受けている人や国民年金基金の加入者は、納めることができます。

※農業者年金加入者は、必ず納める必要があります。

●「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

学生納付特例制度

学生で本人の所得が基準以下または失業などの理由がある場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請には学生証が在学証明書が必要です。

納付猶予制度

50歳未満の人で、本人や配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

申請はお早めに

学生納付特例制度、納付猶予制度は、申請期間が定められています。申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいについて、年金を受け取ることができなくなることがあります。

追納制度をご存知ですか

納付猶予などの承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金額が少なくなります。

これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、申し出により後から納めることができます。ただし、経過期間に応じて加算額が上乘せられます。